

## 「代理店の設置等に関する基本要領」中一部改正

- 4. (1) イ、を横線のとおり改める。

イ、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」  
第1章2. 柱書に規定する日本銀行の当座預金取引の相手方の当面の具体的な範囲に含まれない金融機関（ただし、すでに当座預金取引の相手方となっている金融機関を除く。）であること。
- 5. (1) を横線のとおり改める。

(1) 代理店、歳入代理店、歳入復代理店もしくは歳入復々代理店の事務の取扱いを希望する金融機関、歳入金等の受入れの事務を復託することを希望する金融機関または歳入復代理店が行っている歳入金等の受入れの事務をさらに復託することを希望する金融機関が次の条件について、当該金融機関がすでに初回の決算を行っている場合には、直前の決算（中間決算を含む。）期末の計数が、新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合には、開業後3年間の各決算（年度決算に限る。）期末の見込み計数が、次のイ、からハ、までに掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準を満たす場合には、当該金融機関の経営の内容に問題がないものと判断する。

~~イ、当該金融機関がすでに初回の決算（中間決算を含む。以下イ、において同じ。）を行っている場合は、直前の決算期末において、次の（イ）から（ハ）までに掲げる場合に~~応じ、~~それぞれに定める基準を満たすこと。~~

~~（イ）イ、株式会社商工組合中央金庫および外国銀行を除く金融機関~~

  - ~~a.（イ）自己資本の充実~~
  - ~~（a）当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、国際統一基準の適用を受ける先については普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比~~

~~率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準の適用を受ける先については4%以上であること。また、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たすこと a. 当該金融機関につき、法令により定められた自己資本に関する水準（連結および単体の自己資本比率、資本バッファ比率ならびにレバレッジ比率のうち、法令により適用を受ける規制にかかるものをいう。以下同じ。）を満たすこと。~~

~~-(b) 当該金融機関の親会社が銀行持株会社である場合には、当該銀行持株会社に適用される法令に基づいて算出された連結自己資本比率が、国際統一基準の適用を受ける先については普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準の適用を受ける先については4%以上であること。また、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たすこと b. 当該金融機関が銀行持株会社を有する場合には、a. に加え、当該銀行持株会社につき、法令により定められた自己資本に関する水準を満たすこと。~~

~~-(e) c. 当該金融機関が外国連結親会社（当該金融機関を連結子会社とする外国法人であって、その母国において「バーゼルIII：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル III」という。）、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル I」という。）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル II」という。）に基づき定められた規制の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼル IIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、(a) および (b) に加え、当該規制により算出された当該外~~

国連結親会社の自己資本比率が、普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、母国の法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル I」という。)、 「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」 (2004年6月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル II」という。) または「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」 (2010年12月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル III」という。) に基づき定められた規制の適用を受けるものをいう。以下同じ。) を有する場合には、 a. および b. に加え、当該外国連結親会社につき、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づきその母国において定められた規制のうち、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III のうち、当該外国連結親会社が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

~~(d) 当該金融機関が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼル I またはバーゼル II に基づき定められた規制の適用を受けるときは、(a) および (b) に加え、当該外国連結親会社が現に適用を受ける規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、8%以上であること。~~

~~(e) (a) から (c) d. a. から c. までにおいて、資本バッファ比率が法令 (外国連結親会社にあつては、その母国の法令) に~~

より定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、~~(a)~~ a.、~~(b)~~ b. または ~~(e)~~ c. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。

~~(f)~~ e. 国際統一基準または国内基準の何れの適用も受けない先については、業務の内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

~~(g)~~ f. 当該金融機関の経営の内容（直前の決算期末以降の状況変化を含む。）に照らして、~~(a)~~ a. から ~~(f)~~ e. までに定める自己資本の充実に関する基準の維持が困難と認められるなど、信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

#### ~~b.~~ (ロ) 流動性に係る健全性

~~(a)~~ a. 当該金融機関につき、流動性リスク管理が適切でない認められる特段の事情がないこと。

~~(b)~~ 法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、~~b.~~ 当該金融機関につき、法令により流動性に係る規制（流動性カバレッジ比率規制をいう。以下同じ。）の適用を受ける場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

~~(c)~~ 当該金融機関の親会社が銀行持株会社であって、当該銀行持株会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、当該銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率が、~~c.~~ 当該金融機関が銀行持株会社を有する場合において、当該銀行持株会社につき、法令により流動性に係る規制の適用を受けるときは、~~b.~~ に加え、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

~~(d)~~ d. 当該金融機関が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、~~(b)~~ および ~~(c)~~ に加え、当該外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率が、流動性に係る規制の適用を受けるときは、~~b.~~ および ~~c.~~ に加え、当該規制に

関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

~~(e) e. (b) b. から (d) d. までにおいて、流動性カバレッジ比率が法令（外国連結親会社にあつては、その母国の法令）により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(b) b.、(e) c. または (d) d. に定める要件を満たすものとみなす。~~

(ハ) 総損失吸収力および資本再構築力に係る健全性

a. 当該金融機関につき、法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受ける場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

b. 当該金融機関が銀行持株会社を有する場合において、当該銀行持株会社につき、法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受けるときは、a. に加え、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

c. 当該金融機関が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受けるときは、a. および b. に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

d. a. から c. までにおいて、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、a.、b. または c. に定める要件を満たすものとみなす。

e. a.、b. または c. の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、直前の決算期末以降の状況変化により総損失吸収力および資本再構築力に問題が生じているとき、見込み計数が確実でないときその他総損失吸収力および資本再構築力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

(ロ) 株式会社商工組合中央金庫

a. (イ) 自己資本の充実

~~(a)~~ 同庫が、~~同庫に適用される法令に基づいて算出される連結および単体自己資本比率について、普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上をa.~~ 同庫が、法令により定められた自己資本に関する水準以上を目標とし、自己資本の充実に努めていること。

~~(b)~~ 同庫が、~~同庫に適用される法令に基づいて算出される資本バッファ比率について、同法令で定められる水準以上を目標とし、自己資本の充実に努めていること。~~

~~(e)~~ b. 同庫の経営の内容(直前の決算期末以降の状況変化を含む。)に照らして、~~(a)~~ または (b) a. に定める自己資本の充実に  
関する基準の維持が困難と認められるなど、信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

~~b.~~ (ロ) 流動性に係る健全性

~~(a)~~ 同庫が、~~同庫に適用される法令に基づいて算出される流動性カバレッジ比率について、~~ a. 同庫が、法令により定められた流動性に係る規制に関して、同法令により定められた水準以上を目標とし、流動性に係る健全性の確保に努めていること。

~~(b)~~ b. 同庫につき、流動性リスク管理が適切でない~~と認められる特段の事情がないこと。~~

~~(ハ)~~ ハ、外国銀行

~~a.~~ (イ) 自己資本の充実

~~(a)~~ a. その母国においてバーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、母国の法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、母国の法令により定められた当該外国銀行が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III のうち、当該外国銀行が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国銀行の母国の法令

により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

~~(b) その母国においてバーゼル I またはバーゼル II に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該外国銀行が現に適用を受ける規制により算出された自己資本比率が 8% 以上であること。~~

~~(c) b. ~~(a) または (b) a.~~ の規制の適用を受けない先については、銀行法に準じて算出される当該外国銀行にかかる自己資本比率が、普通株式等 Tier 1 比率 4.5% 以上、Tier 1 比率 6% 以上および総自己資本比率 8% 以上であること。また、銀行法に準じて算出される資本バッファ比率が、銀行法により定められた水準を満たすことに関する水準が、銀行法により定められた水準を満たすこと。~~

~~(d) c. 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合においては、a. または b. に加え、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼル III に基づき定められた規制の適用を受けるときは、(a)、(b) または (c) に加え、当該規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、普通株式等 Tier 1 比率 4.5% 以上、Tier 1 比率 6% 以上および総自己資本比率 8% 以上であること。また、母国の法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づきその母国において定められた規制のうち、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III のうち、当該外国連結親会社が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。 また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満~~

たすこと。

~~(e) 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼルIまたはバーゼルIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、(a)、(b) または (c) に加え、当該外国連結親会社が現に適用を受ける規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、8%以上であること。~~

~~(f) d. (a)、(c) および (d) a. から c. までにおいて、資本バッファ比率が法令((a) および (d) にあつては母国の法令をいい、(c) にあつては銀行法をいう。)により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(a) a.、(c) b. または (d) c. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。~~

~~(g) e. 当該外国銀行の経営の内容（直前の決算期末以降の状況変化を含む。）に照らして、(a) a. から (f) d. までに定める自己資本の充実にに関する基準の維持が困難と認められるなど、信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。~~

~~b. (ロ) 流動性に係る健全性~~

~~(a) a. 当該外国銀行につき、流動性リスク管理が適切でないとして認められる特段の事情がないこと。~~

~~(b) b. 母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと当該外国銀行につき、その母国の法令により流動性に係る規制の適用を受ける場合には、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。~~

~~(c) c. 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、(b) に加え、当該外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすことその母国の法令により流動性に係~~



る規制の適用を受けるときは、b.に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

~~-(d)- d. -(b)- b.および-(e)- c.において、流動性カバレッジ比率が母国の法令により定められた水準を満たさない場合であっても、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、-(b)- b.または-(e)- c.に定める要件を満たすものとみなす。~~

#### (ハ) 総損失吸収力および資本再構築力に係る健全性

a. 当該外国銀行につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受ける場合には、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

b. 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受けるときは、a.に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

c. a. およびb.において、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、a. またはb.に定める要件を満たすものとみなす。

d. a. またはb.の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、直前の決算期末以降の状況変化により総損失吸収力および資本再構築力に問題が生じているとき、見込み計数が確実でないときその他総損失吸収力および資本再構築力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

~~ロ、当該金融機関が初回の決算（中間決算を含む。）を行っていない場合は、次の（イ）および（ロ）に掲げる場合に依り、それぞれに定める基準を満たすこと。~~

#### ~~（イ）外国銀行を除く金融機関~~

~~a. 自己資本の充実~~

~~(a) 国際統一基準の適用を受ける先または国内基準の適用を受ける先については、当該先が提出する開業後3年間の決算（年度決算に限る。）期末の連結および単体自己資本比率（当該先の親会社が銀行持株会社である場合または当該先が外国連結親会社を有する場合には、当該銀行持株会社または当該外国連結親会社における連結自己資本比率を含む。）の見込み計数および法令により資本バッファ規制が適用される場合における資本バッファ比率（当該先の親会社が銀行持株会社である場合または当該先が外国連結親会社を有する場合には、当該銀行持株会社または当該外国連結親会社に関する資本バッファ比率を含む。）の見込み計数が、イ、(イ) a. の基準を満たすこと。~~

~~(b) 国際統一基準または国内基準の何れの適用も受けない先については、当該先が提出する業務内容等の見通しに照らして、開業後3年間の自己資本の充実の状況が適当であると見込まれること。~~

~~(c) 当該見込み計数が確実でないと思われるなど、信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。~~

#### ~~b. 流動性に係る健全性~~

~~(a) 当該金融機関につき、流動性リスク管理が適切でないと思われる特段の事情がないこと。~~

~~(b) 法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、当該金融機関が提出する開業後3年間の決算（年度決算に限る。）期末の流動性カバレッジ比率（当該金融機関の親会社が銀行持株会社である場合または当該金融機関が外国連結親会社を有する場合には、当該銀行持株会社または当該外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率を含む。）の見込み計数が、イ、(イ) b. の基準を満たすこと。~~

#### ~~(ロ) 外国銀行~~

##### ~~a. 自己資本の充実~~

~~(a) 当該外国銀行が提出する開業後3年間の決算（年度決算に限~~

~~る。) 期末の自己資本比率の見込み計数および資本バッファ＝  
比率 (当該外国銀行がイ、(ハ) a. (b) に該当する場合を  
除く。) の見込み計数が、イ、(ハ) a. の基準を満たすこと。~~

~~(b) 当該見込み計数が確実でない認められるなど、信用力に問題  
があると認められる特段の事情がないこと。~~

~~b. 流動性に係る健全性~~

~~(a) 当該外国銀行につき、流動性リスク管理が適切でない認め  
られる特段の事情がないこと。~~

~~(b) 母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場  
合には、当該外国銀行が提出する開業後3年間の決算 (年度決  
算に限る。) 期末の流動性カバレッジ比率 (当該外国銀行が外  
国連結親会社を有する場合には、当該外国連結親会社に関する  
流動性カバレッジ比率を含む。) の見込み計数が、イ、(ハ)  
b. の基準を満たすこと。~~